

公 示 送 達 書

所沢市告示第402号

令和7年8月27日

下記の書類は、当市介護保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

NO	送達すべき書類	通知書番号	氏名	住所
----	---------	-------	----	----